

いわき市農業委員会第24回総会議事録

会長 草野庄一は、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づき、令和5年3月23日（木）午後1時、いわき市農業委員会総会をいわきワシントンホテル椿山荘3階アゼリアに招集した。

1 出席者（計61名）

(1) 農業委員（23名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

注：農業委員（23名）のほか、農地利用最適化推進委員（31名）が参加。

(2) 事務局（7名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農地調査係 主査	金成 聡司
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

注：転出・転入の挨拶のため、審議終了後、一時的に入退出した職員については、13ページから15ページを参照のこと。

2 欠席者（計1名）

11 鈴木 理

3 会議の概要（注：「議事」から「閉会」まで、個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	これから議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。 草野会長、よろしくお願いいたします。
議長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員でございます。 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 ただいまより、いわき市農業委員会第24回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号23番、木幡仁一委員、 議席番号2番、四家誠委員、 以上、2名をお願いいたします。 また、書記は事務局をお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。
事務局 (遠藤次長)	【議案書2ページにより会務報告】

議長 (草野会長)	それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特に、取下げ、追案等はありません。
議長 (草野会長)	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。 なお、本日の総会には、推進委員の皆様にもご出席いただいております。 推進委員の皆様、質疑などで発言する場合は挙手のうえ、担当地区と名前を前置きしてから、発言するようお願いします。 ただし、推進委員の皆様には、総会における議決権はありませんので、ご承知置きください。 それでは、議案第1号、「令和5年度最適化活動の目標の設定について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の3ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (金成主査)	それでは、ご説明いたします。 総会資料の1-1をお開き願います。 まず、前段の概要部分をご説明申し上げまして、その後、総会資料の1-2を踏まえた目標の設定について、ご説明いたします。 議案第1号「令和5年度最適化活動の目標の設定の考え方について」です。 令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知において、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施するものとされ、この通知において、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評

事務局
(金成主査)

価を行ったうえで公表することが重要とされ、推進委員と農業委員が役割分担及び連携を適切に図ることが示されました。

以上の点を踏まえ、本市農業委員会では、国の考えに基づき、令和4年度の目標を設定し、取り組んできたところです。

1点目は、国の方針に従い、令和4年度の目標設定を公表し、最適化活動を実施してきました。

2点目は、推進委員と農業委員が、地域の実情に応じて適切に連携し、最適化活動を実施するため、令和3年度までの3地区審議会を8地区審議会に細分化し、目標達成に向けた取り組みを強化していたところです。

今般、経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号、農林水産省経営局農地政策課長通知（以下「課長通知」という。）並びに経営局長通知の一部改訂を受けて、令和5年度の目標をお諮りするものです。

経営局長通知により、最適化活動の目標は、「毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告する。」こととされております。

また、今般、農林水産省東北農政局事業支援部農地政策推進課及び福島県農林水産部農業担い手課を通じて、次の通知があったところです。

目標設定については、経営局長通知やガイドラインに規定されているというだけではなく、令和4年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画において、「農林水産省は、経営局長通知に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に行われるようにフォローする。」と明記されております。

これまでの状況から、3月から4月にかけて規制改革ワーキンググループが実施されると想定され、農林水産省が自ら定めた目標の設定自体ができていないとなれば、農林水産省が指摘を受けるだけでなく、未設定委員会の特別な対応、ひいては農業委員会全体の存立にかかわる議論に波及してしまうことが懸念されるため、3月末までに全ての委員会において目標を設定することとされております。

参考までに、2ページ目に令和4年6月7日に閣議決定されました、規制改革実施計画の抜粋版を載せております。

そのaの部分、農林水産省が「農業委員会による最適化活動の推進等について」、農林水産省経営局長通知になりますが、これに基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に行われるようにフォローするとされております。

以下、b以降は省略をさせていただきますが、1番下の段に書い

事務局
(金成主査)

である2つの項目が主な内容となっております。

1点目は、経営局長通知の内容を適正に履行することが求められていること。

2点目は、先般お配りしましたタブレット端末を含め、eMAFF地図の活用、データの連携及び一元化が今後進められることになっております。

それらの状況を踏まえ、本日、令和5年度の目標をお諮りするところですが、A3版の総会資料1-2をご覧ください。

こちらの資料には、右側に令和4年度の目標を載せております。左側が令和5年度の目標です。

A4版の総会資料1-1の3ページ以降も、一緒にご覧になっていただければと思います。

まず、目標値の概要ですが、最初に農地の集積。

農地の集積に関しては、国の考えによると、「各都道府県が基本計画において設定した目標」とされております。

本市としては、県の基本計画、令和11年度までの68%の集積を目標と定めることになっており、農地面積は7,290haです。

次に、A3版の資料の1ページ目の1番下の部分、耕地面積。

耕地面積は、直近の耕地及び作付面積統計に基づくもので、直近の数値が出ておりますので、訂正しております。

令和4年度は7,510haを用いていましたが、来年度は7,290haを用いております。

それ以外の数値に関しては、現時点で変更はありません。

一旦戻りますが、2の「農家・農地等の概要」。

「農業経営体数、経営体数」と書かれている部分の1番右側です。

この表に関しては、令和4年度のものを載せておりますが、来月訂正となります。

次に、A3版の資料の2ページをお開き願います。

A4版の資料は3ページ、下段部分です。

最適化活動の成果目標における農地の集積です。

農地の集積については、令和11年度まで68%の集積目標と定めておりまして、そのシミュレーションについては、A4版資料の表のとおりとなっております。

これは、昨年度ご説明したとおり、令和4年度と令和5年度を準備期間として、年間190haの集積面積を目標とし、その後、傾斜配分として、令和6年度から令和11年度までを設定しております。

次に、なお書きの部分です。

令和4年度の集積面積については、3月31日までに市生産振興課で取りまとめていることから、現時点で、令和4年度の正確な集積

事務局
(金成主査)

面積が算出できておりません。

このため、現時点においては、農業委員会が把握しうる最適な数値である令和3年度の実績を用いて、シミュレーションを行っているところです。

4月に、市の集積面積及び集積率が提供され次第、再度シミュレーションを行い、こちらの数字を訂正する考えです。

訂正予定箇所について、こちらの表でご説明します。

A4版の資料の3ページ、下の表で申し上げますが、令和4年の①地区目標：5.9ha、②新規面積：190ha、③集積面積：2,427ha。

これらの数値が、令和4年度段階の数字に置き換わります。

現時点では、昨年度末に集積をした2,427haを用いており、昨年度は32.3%というのが集積率でした。

今年度を見ますと、33.3%に上昇しております。

上昇した理由は、管内の農地面積が減っているためです。

管内の農地面積が減って、集積面積が変更になっておりませんので、自動的に集積率が上がっているということです。

こちらは、現時点において把握可能な最新の数値ということですので、令和3年度末の数値を用いております。

続いて、遊休農地の解消の部分です。

A4版の資料の4ページです。

遊休農地の解消について、国の考えは、令和4年度時点の1号遊休農地の緑区分を、5年間で解消できるように設定すること。

また、前年度に新たに発生した1号遊休農地の緑区分は、当該年度に解消するよう目標設定することとされております。

本市の考えは、令和4年3月8日現在の農地台帳データの1号遊休農地の1/5を、数値として現在設定しているところです。

数値の拾い方ですが、農地台帳から1号遊休農地のデータを抽出し、緑区分と設定したうえで、その1/5を設定しております。

目標値として1/5と設定しましたが、本年度におけるその面積は、市内全域で57.4haです。

1号遊休農地の面積は287ha、昨年は313haでしたので、若干の減少傾向にあります。

減少した原因といたしましては、非農地判断を積極的に行ったこととあります。

また、黄区分の遊休農地の解消については、その当該年度内において、ロードマップを策定することとされており、現時点で黄区分と入力された農地はないことから、0haとさせていただいております。

また、新規発生の遊休農地の解消面積ですが、現時点で15.6haあ

事務局
(金成主査)

ります。

こちらについては、来年度中の解消を目指すということが規定されていることから、そのとおりに記載しております。

昨年度においては、この箇所は記載なしでしたが、昨年度は取扱いが示された当該年度だったため、0haで可ということでしたので、記載しておりません。

今年度及び来年度に関しては、15.6haの解消に向けて取り組んでいくということです。

続きまして、新規参入の促進です。

A3版の資料は3ページに移ります。

A4版の資料は、引き続き4ページの下の部分です。

こちらは、3月に経営局長通知の改訂が示されて、考え方が若干変化しております。

直近3か年の権利移動面積の平均の1割以上を設定することとされております。

この考え方に変更はないものの、令和4年度の目標時点では、平成28年度から平成30年度までの各年度において、権利の移転又は設定が行われた農地の面積の平均1割以上を設定することとされておりました。

令和5年度の目標については、目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去3か年において、権利の移転又は設定が行われた農地の面積の平均1割以上を設定することとされております。

現時点においては、業務報告書に記載されております権利移動面積をもとに設定しております。

A3版の資料の3ページ、①は現状です。

令和2年、令和3年、令和4年、現時点での現状となっております。

②は目標です。

昨年度は、平成28年、29年及び30年でしたが、今年度は、令和元年、2年及び3年の直近3か年となっております。

平均については、286.7ha。

この数値の1/10ですので、28.7haと設定しております。

ここまでが、最適化活動の成果部分の目標設定です。

次は、最適化活動日数の目標に移ります。

引き続きA3版の資料の3ページの下の部分、A4版の資料は5ページをご覧ください。

活動日数については、昨年度は月10日を目標としておりました。

こちらについても、3月に経営局長通知の改訂が示されたところ です。

事務局
(金成主査)

令和4年度の目標については、「推進委員等の活動量が、成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織における統一的な取り組みとして、地域の実情を勘案しつつ、推進委員等の最適化活動の活動日数を目標として設定するものとする。」とされておりまして、系統組織である一般社団法人全国農業会議所からは、月10日と設定することを推奨されておりました。

これを受けて、本市農業委員会としても、月10日と設定いたしました。

なお、令和5年度の目標は、こちらの文言に変更はありませんが、文言の付け足しがされております。

「なお、前年度の活動日数の実績が、目標として設定した活動日数を上回った場合、当該実績以上を活動日数の目標として設定するものとする。」との文言が追加されております。

このことから、皆様が活動いただいた令和4年度の活動日数の平均を上回るように設定することとなります。

こちらについては、「令和4年度は、農業委員会系統組織である一般社団法人全国農業会議所の考えと、最適化交付金の評価日数を鑑み、月10日の目標を設定したうえで、最高評価となる月13日以上は確実にやっていただけるよう、月15日程度は活動していただきたい」ということを、4月からお願いしてきたところです。

おかげさまで、令和4年度前期の実績として、皆様方には平均で月16.97日活動いただいたところです。

そちらを踏まえますと、月17日の設定となります。

ですので、令和5年度においては、月17日を活動目標とします。

ただ、評価が最も高いのは月13日以上ですので、委員の皆様には、これまでどおり月13日から15日の最適化活動ということで、来年度も取り組みを進めていただきたいと思います。

続きまして、A3版の資料の3ページの下の部分に、活動強化月間の設定目標があります。

活動強化月間は、3か月間の設定をすることとされており、昨年度と変わらず、「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」について、強化月間を設けて取り組みを強化することとしております。

こちらについては、各地区審議会では様々な取り組みを事務局からご提案したり、委員の皆様からのご提案を受けて活動を行ったりしております。

後ほど、全員協議会の場合でも改めてご説明いたします。

最後に、A3版の資料4ページ目です。

新規参入相談会の参加目標として、年に1回以上、委員の1人以上に相談会へ参加いただくということで、昨年度は、「ふくしま農業

事務局
(金成主査)

人フェア」にご参加いただきましたが、今年度についても、そういった催しが予定されているという情報がありますので、そちらに委員1名以上にご参加いただくということで、目標を設定しております。

なお、別綴りになっておりますが、「農業委員会による最適化活動推進等について」と標記された資料です。

こちらについては、昨年度に経営局長通知等で示された内容です。基本的な考え方については、変更はありません。

変更された部分は、活動日数の目標部分です。

それから、成果目標の部分では、新規参入の促進に関する年度の考え方が変更になった、この2点です。

これが、3月に経営局長通知の改訂で示されております。

昨年度は、令和4年4月に総会で審議・議決をいただいておりますが、今年度は、東北農政局及び県の指導等もあり、3月中に農業委員会で決定することとされましたので、本日お諮りする次第です。

なお、各数値については、4月に全て出揃った段階で、必要な部分は訂正し、再度皆様にご説明したうえで、4月末に公表するというような流れで想定しております。

このような数値をもとに、委員の皆様には審議・議決をいただくのは大変憚れるものと認識しておりますが、国県が示したスキーム上、この手法で令和4年度内に決定しなければならないとのことですので、何とぞご理解いただきたいと存じます。

長くなりましたが、説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。これについて、農業委員・推進委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

なお、推進委員の皆様、発言する場合は挙手のうえ、担当地区と名前を前置きしてから、発言するようお願いします。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、農業委員の皆様にお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第1号、「令和5年度最適化活動の目標の設定について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号、「令和5年度業務計画書の作成について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
事務局 (浅川)	詳細については、担当者が説明いたします。 本日お配りした資料2「令和5年度業務計画書（案）」を、お手元にご用意願います。 この業務計画書は、令和5年度の農業委員会活動に当たり、基本的な事項を定めるものであり、農業委員の皆様には、前回の総会においてご協議いただいたところですが、今回はその結果を踏まえた変更点等について、ご説明いたします。 22ページをお開きください。 「令和5年度農業委員会年間スケジュール（概要）」です。 こちらについては、令和5年度の総会開催日等が決まりましたので、その内容を反映させております。 ちなみに、4月の総会が4月20日（木）、5月の総会が5月22日（月）、6月の総会が6月23日（金）となっております。 なお、本日お配りしている“資料3から資料6までをステープル止めて冊子状にしたもの”、こちらの資料4「令和5年度いわき市農業委員会年間行事予定表」は、業務計画書の22ページと同じ内容となっておりますので、ご確認ください。 また、令和5年度の現地調査については、同じく資料5「令和5年度いわき市農業委員会現地調査（定例的調査）スケジュール」のとおりです。 ちなみに、4月の現地調査は、1日目が4月12日（水）、担当委員は議席番号1番から4番まで、木田委員、四家誠委員、志賀委員、草野会長となっておりますので、併せてご確認ください。 各月の総会及び現地調査の詳細等については、毎月上旬ごろにお知らせしますので、よろしくお願いいたします。 次に23ページですが、事業や総会における月別の予定等については、令和5年4月総会の「令和5年度最適化活動の目標設定」を削除し、令和6年3月総会に「令和6年度最適化活動の目標設定」を追加しております。 「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」は、先ほど議案第1号として審議・ご承認いただいたとおりです。

事務局 (浅川)	なお、本日お配りした業務計画書については、25ページから63ページまでの「規則・規程・要綱・名簿」を省略しておりますが、本総会での議決をいただいた後、「規則・規程・要綱・名簿」を併せて印刷・製本し、改めて委員の皆様にお配りする予定です。 以上、令和5年度の業務計画書となりますが、お諮りいたします。説明は以上です。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、農業委員の皆様にお諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第2号、「令和5年度業務計画書の作成について」は、原案のとおり可決いたします。 それでは、資料2「令和5年度業務計画書（案）」の（案）をお取り願います。 次に、議案第3号、「人事異動に伴う職員の任免について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 令和5年3月17日（金）に内示がありました職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員に異動がありましたので、農業委員会法の規定に基づき、お諮りするものです。 資料3をご覧ください。 左から区分、職名、氏名、転出者については新任、転入者については旧任の順に読み上げさせていただきます。 【退職者（令和5年2月28日付け）】
	◇ 係長相当職 主査 ^{すずき まなぶ} 鈴木 学 鈴木学については、本人の一身上の都合により、令和5年2月28

事務局
(草野係長)

日付けで退職しておりますので、この場をお借りしてご報告いたします。

【転出者（令和5年3月31日付け）】

- ◇ 部次長及び同相当職 事務局長 ^{さかい なおと} 酒井直人
四倉支所 支所長
- ◇ 課長職 事務局次長 ^{えんどうとしゆき} 遠藤敏行
水道局営業課 課長
- ◇ 課長補佐相当職 主任主査兼農政振興係長 ^{くさの こうへい} 草野浩平
危機管理部原子力対策課 主任主査
- ◇ 課長補佐相当職 主任主査兼農地調査係長 ^{お がわじんいち} 小川仁一
総合政策部創生推進課 課長補佐兼ふるさと誘致担当員
- ◇ 主任職 事務主任 ^{にしやまりょう} 西山 諒
生活環境部ごみ推進課 事務主任

【転入者（令和5年4月1日付け）】

- ◇ 部次長及び同相当職 事務局長 ^{やぶきたかなお} 矢吹敬直
監査委員事務局 事務局長
- ◇ 課長職 事務局次長 ^{なかむらゆういち} 中村祐一
市民協働部市民生活課 課長
- ◇ 係長職 農政振興係長 ^{あか かつ たけ し} 赤津剛士
財政部勿来税務事務所 税務係長
- ◇ 係長職 農地調査係長 ^{くじらおかたかゆき} 鯨 岡孝行
保健福祉部障がい福祉課 主査
- ◇ 係長相当職 主査 ^{しかうちたつ や} 鹿内竜也
三和支所 主査

【新規採用者（令和5年4月1日付け）】

- ◇ 新規採用 主事 ^{ち ばふう ま} 千葉風摩

事務局
(草野係長)

以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、農業委員の皆様にお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第3号、「人事異動に伴う職員の任免について」は、原案のとおり可決いたします。

なお、本総会の議事、その他全ての審議が終了いたしましたら、異動される職員を紹介いたします。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かありますか。

事務局
(草野係長)

【資料6】「個人情報の取扱いの徹底について」に基づき、説明を行った。

議長
(草野会長)

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」との声あり】

議長
(草野会長)

特にないようでありますので、ここで、今回異動される職員の方々を紹介いたします。

また、職員の方々からのご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、まず転出される職員の方々、前にお越しく下さい。

【転出職員、前に整列】

議長
(草野会長)

それでは、事務局より紹介、転出される職員からの挨拶をお願いいたします。

事務局
(府川係長)

それでは、改めてご紹介いたします。

今回の人事異動において、

- ◇ 酒井局長が四倉支所長として、
- ◇ 遠藤次長が水道局営業課長として、
- ◇ 草野係長が危機管理部原子力対策課、主任主査として、
- ◇ 小川係長が総合政策部創生推進課、課長補佐兼ふるさと誘致担当員として、
- ◇ 西山事務主任が生活環境部ごみ減量推進課、事務主任として転出することになりました。

それでは、酒井局長から順に、一言ずつ挨拶をお願いします。

【転出職員、一人ずつ挨拶する】

議長
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、転出される職員の皆様、自席にお戻りください。

【転出職員、事務局席へ戻る】

議長
(草野会長)

続きまして、転入される職員の皆様、入室願います。

【転入職員、入室して前に整列】

議長
(草野会長)

それでは、事務局より紹介、そして転入される職員からの挨拶をお願いいたします。

事務局
(府川係長)

それでは、ご紹介いたします。

皆様から見て、向かって右より、

- ◇ 事務局長として転入する、監査委員事務局の^{やぶきたかなお}矢吹敬直事務局長、
- ◇ なお、事務局次長として転入する、市民協働部市民生活課の^{なかむら}中村
^{ゆういち}祐一課長につきましては、他の公務の都合で、本日欠席するとの連絡を受けております。
- ◇ 次に、農政振興係長として転入する、財政部勿来税務所の^{あかつたけ}赤津剛

事務局
(府川係長)

士係長、

◇ 農地調査係長として転入する、保健福祉部障がい福祉課の鯨岡

孝行主査、

◇ 三和支所から転入する、鹿内竜也主査です。

また、千葉主事につきましては、新規採用職員でありますので、
4月以降の紹介となります。

それでは、矢吹局長から順に、一言ずつ挨拶をお願いします。

【転入職員、一人ずつ挨拶する】

議長
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、転入される職員の皆様は、ここで退出願います。

【転入職員、退出する】

議長
(草野会長)

以上をもちまして、いわき市農業委員会第24回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	令和5年度最適化活動の目標の設定について	原案のとおり可決
第2号	令和5年度業務計画書の作成について	原案のとおり可決
第3号	人事異動に伴う職員の任免について	原案のとおり可決

(2) 報告

報告事項なし

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当なし

6 本総会の閉会時刻

午後2時05分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

23 木幡 仁一

2 四家 誠

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **6** 年 **4** 月 **22** 日

議長

草野 左一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 4 月 18 日

議事録署名人 木 橋 仁 一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 4 月 18 日

議事録署名人 四家 誠